

介護報酬改定における介護職員の 処遇改善と社会福祉法人の在り方

厚生労働省

平成26年11月12日

介護職員の処遇改善を巡る対応

○経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太）【平成26年6月24日閣議決定】

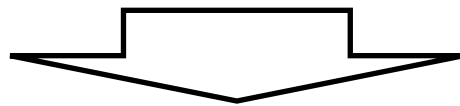
（介護報酬・診療報酬等）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

【平成26年6月27日公布】

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。



○平成27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（抄）【第110回（平成26年10月15日）介護給付費分科会提出資料】

第2の視点としては、介護人材確保対策の推進である。介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保は最重要の課題である。また、将来的なマンパワー減少を見据え、質の高い介護人材を確保するとともに、効率的か効果的に配置するといった観点も重要である。

介護人材の確保に当たっては、雇用管理の改善など事業者自らの意識改革や自主的な取組を推進することが重要であるとともに、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むべき課題であり、事業者の取組がより促進される仕組みを構築していくことが必要である。

介護職員の処遇改善

○ 介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組

平成21年4月

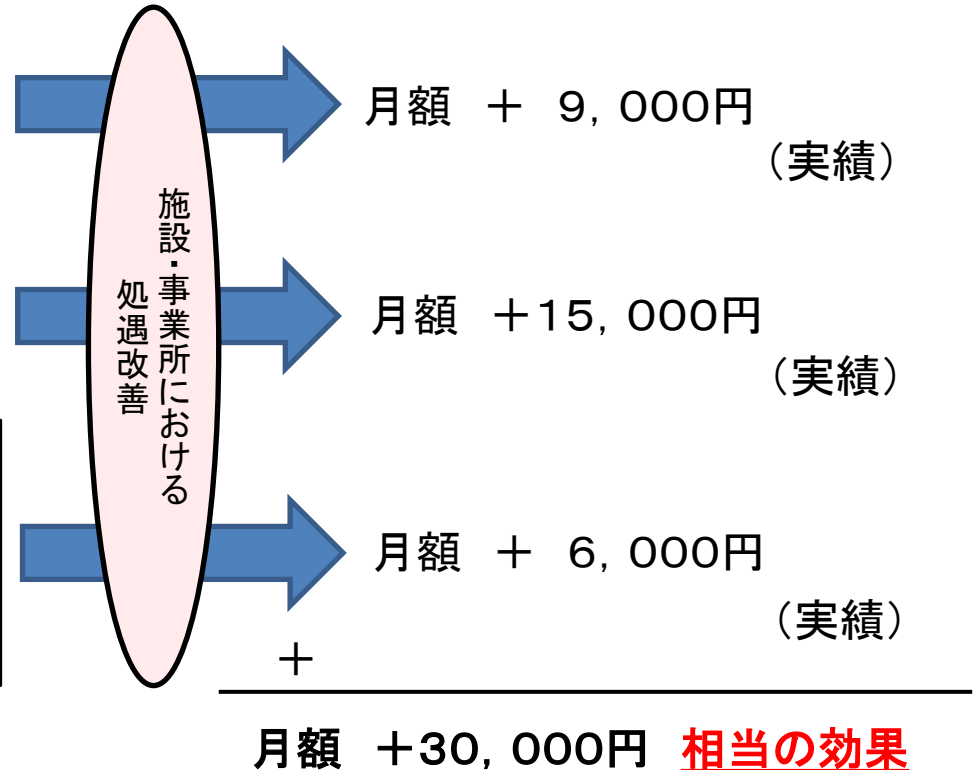
平成21年度介護報酬改定 +3%改定
(介護従事者の処遇改善に重点をおいた改定)

平成21年10月～平成24年3月

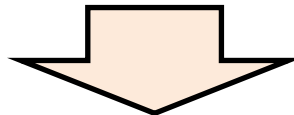
介護職員処遇改善交付金(補正予算)

平成24年4月

平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定
「介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善
交付金による処遇改善を継続



1. 上記3つの取組等により、それぞれ実績として給与が改善されている。
2. 上記実績はそれぞれ調査客体等が異なるが、これを合計すれば月額3万円相当の改善となっている。



社会保障・税一体改革の中で更なる処遇改善を行う

介護職員処遇改善加算について

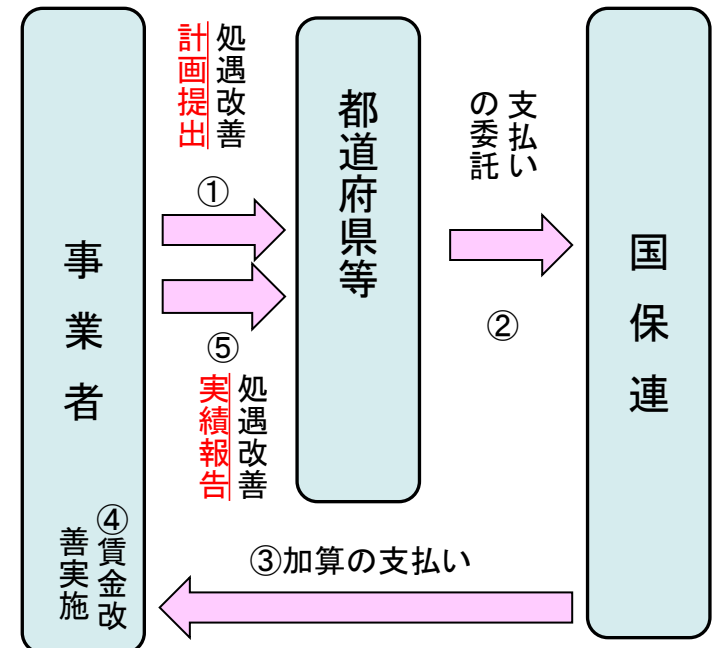
1. 介護職員処遇改善加算の創設について

- 平成21年度補正予算において、介護職員の給料を月額平均1.5万円引き上げる、介護職員処遇改善交付金が創設された。
- この交付金は平成23年度で終了するため、平成24年度介護報酬改定において、交付金と同様の仕組みで、介護職員処遇改善加算を創設した。

2. 加算の算定要件について

- 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - 事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
 - 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
 - キャリアパス要件として、次の(1)又は(2)に適合すること。
 - 介護職員の任用等の要件(賃金に関するものを含む)を定め、全ての介護職員に周知していること。
 - 介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。
 - 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- ※ 上記の要件について、適合状況に応じて減算される。

※加算の支払いイメージ



社会保障審議会介護給付費分科会での審議状況

- 4月～9月頃 総論、事業者団体等ヒアリング
 - ⇒ 24年度・26年度改定の審議に際して指摘があった事項や25年12月介護保険部会意見書に盛り込まれた事項を中心におおむね月1回のペースで議論
- 10月～12月 在宅サービス、施設・居住系サービスについて議論（各論）
 - ⇒ おおむね以下の流れで、原則週1回のペースで議論
 - ・ 居宅サービス①
（定期巡回・随時対応サービス等、訪問看護、訪問介護など）
 - ・ 施設サービス①
（介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護）
 - ・ 施設サービス②
（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
 - ・ 居宅サービス②
（通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、ショートステイ、グループホーム、福祉用具など）
 - ・ その他
（処遇改善、区分支給限度基準額、ケアマネジメント、地域区分など）
- 12月上中旬 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
- 平成27年度政府予算（案）編成
- 平成27年1月 介護報酬改定案 諮問・答申 → 改定施行（4月）

各サービスの収支差率

サービスの種類	平成26年	平成23年	サービスの種類	平成26年	平成23年
介護老人福祉施設	8.7%	9.3%	認知症対応型通所介護	7.3%	5.9%
地域密着型介護老人福祉施設	8.0%	1.9%	通所リハビリテーション	7.6%	4.0%
介護老人保健施設	5.6%	9.9%	短期入所生活介護	7.3%	5.6%
介護療養型医療施設(病院)	8.2%	9.7%	居宅介護支援	-1.0%	-2.6%
認知症対応型共同生活介護	11.2%	8.4%	福祉用具貸与	3.3%	6.0%
訪問介護	7.4%	5.1%	小規模多機能型居宅介護	6.1%	5.9%
夜間対応型訪問介護	3.8%	4.6%	特定施設入居者生活介護	12.2%	3.5%
訪問入浴介護	5.4%	6.7%	地域密着型特定施設入居者生活介護	6.8%	3.8%
訪問看護	5.0%	2.3%	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.9%	—
訪問リハビリテーション	5.3%	3.1%	複合型サービス	-0.5%	—
通所介護	10.6%	11.6%			

平成25年度介護報酬改定検証・研究委員会の調査【全体像】～25年度調査の位置づけ～

25年度調査の位置づけについて

検討必要事項

・認知症ケア

・質の評価

・ケアプラン、ケアマネジメント

・集合住宅における訪問系サービスの提供

・新サービス等の実態把握

・医療提供のあり方

・生活期のリハビリテーション

・介護予防サービス

平成24年度調査

※ 老人保健健康増進等事業を活用

(8)認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業
(9)認知症の人に対する通所型サービスのあり方に関する研究

* ケアマネジャーの資質向上と今後の在り方に関する検討会等で検討

(1)サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究
(2)地域の実情に応じた定期巡回・随時対応サービス・小規模多機能型居宅介護等の推進に関する調査研究事業
(3)複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業
(4)集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究
(5)介護老人保健施設等の在宅療養支援及び医療提供のあり方に関する調査研究事業
(6)短期入所生活介護等における緊急時のサービスの提供状況に関する調査
(10)介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業
(11)生活期リハビリテーションの効果についての評価方法に関する調査研究

(7)要支援者・要介護者のIADL等に関する状態像とサービス利用内容に関する調査研究事業及び予防給付の提供実態に関する調査研究事業
・要支援者の状態像と介護予防サービスの提供に関する実態調査
・予防給付の提供実態に関する調査

平成25年度調査

※ 改定検証・研究委員会の調査

(8)認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業
(9)認知症の人に対する通所型サービスのあり方に関する調査研究

* 介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業(別事業)

(1)集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業
(2)複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業
(3)集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究
(5)訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業
(10)介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業
(12)集合住宅における小規模多機能型居宅介護の提供状況に関する調査研究事業
(13)有床診療所における医療・介護の提供実態に関する調査(地域包括ケアシステムにおける有床診療所に関する調査研究事業)
(4)介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業
(6)リハビリテーション専門職と介護職との連携に関する調査研究事業
(11)生活期リハビリテーションに関する実態調査

(7)予防サービスの提供に関する実態調査

平成26年度調査

※ 改定検証・研究委員会の調査

(1)介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業
(2)集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業

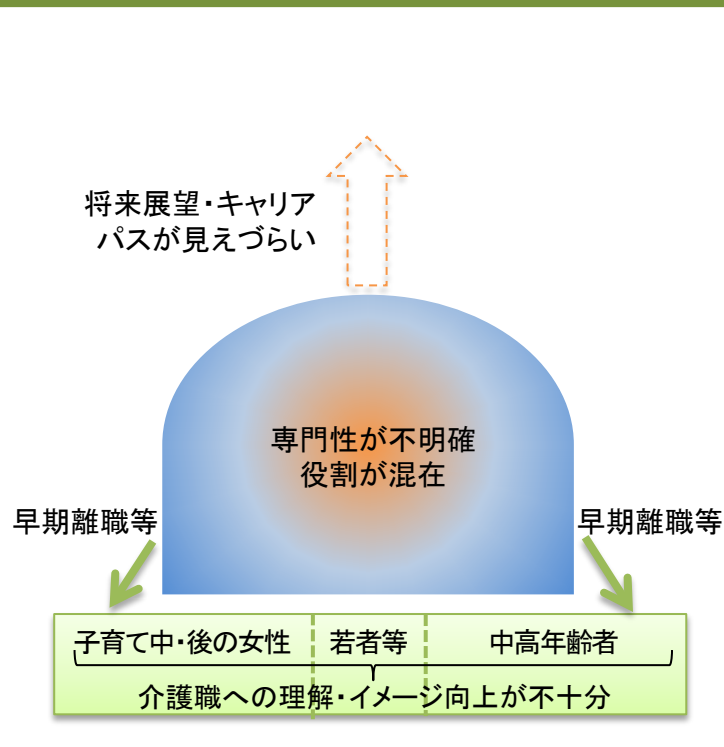
(3)複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業
(4)介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業
(5)介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業

(6)リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究事業
(7)中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業

2025年に向けた介護人材・介護業界の構造転換（ビジョン）

- 人材の量的確保と質的確保を両輪として、介護人材の「量」と「質」の好循環を進めるという視点に立ち、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」と、それを支える「役割分担と連携」のによる「総合的な確保方策」を年末に向け策定。
- 現在の介護人材にかかる課題（若年者人口の減少、介護ニーズの高度化・多様化等）を踏まえ、介護人材と介護業界の構造転換が必要。その際、対象とする人材のセグメント（層）に応じた、きめ細やかな方策を講じることが必要。

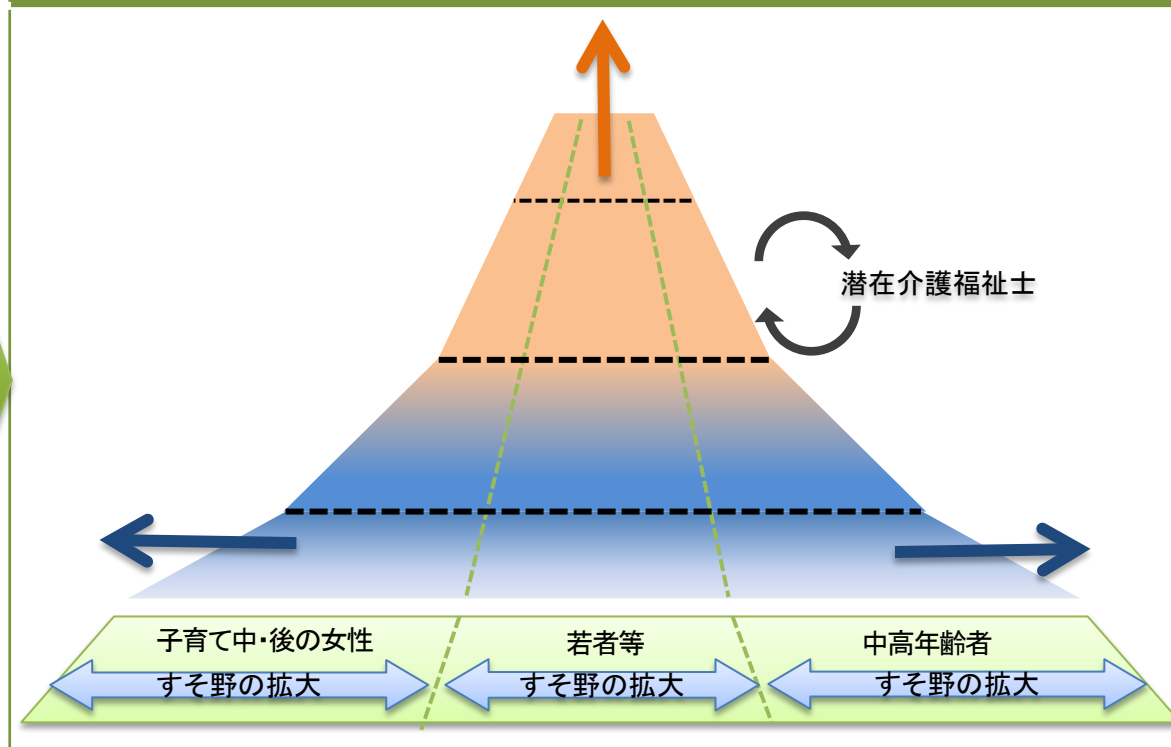
現状



転換

法律
予算
報酬

目指すべき姿



量的確保	A	参入促進	①「すそ野を拡げる」	人材のすそ野の拡大を進め多様な人材の参入促進を図る	D 役割分担と連携
	B	労働環境・処遇の改善	②「長く続ける」	いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る	
質的確保	C	資質の向上	③「道を作る」	意欲や能力に応じたキャリアパスを構築する	
			④「山を高くする」	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す	
			⑤「役割を分ける」	限られた人材を有効活用するため機能分化を進める	

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業

社会福祉事業
(社会福祉法第2条)

公益事業
(社会福祉法第26条)

「地域公益活動」

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)抄

○内部留保の明確化

厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。

○社会貢献活動の義務化

厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。

利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合 ∇

③福祉サービスへの再投下

制度化された福祉サービス等の充実

「地域公益活動」

地域の福祉ニーズへの対応を通じ、公的制度(公費・保険料の支出)を代替

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施